

## 第2章 子育て支援

### 第1節 地域における子育て支援の概況

#### 1. 保育所等の状況

核家族化の進行や、夫婦がともに就労する家庭の増加、また、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の影響等により、保育所等の利用申込者数(保育ニーズ)は年々増加傾向にあることや、保育士不足等の影響により、令和7年4月1日現在の本県の待機児童数は335人となったところです。

認定こども園は、①両親が共働きかどうかにかかわらず、0歳から就学前のすべての子どもを対象として、教育と保育の両方を一体的に提供し、②地域のすべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場の提供などの支援を行う、という2つの機能を備える施設であり、「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の4つの類型があります。

幼保連携型認定こども園は、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、学校および児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設となり、その他の3類型は、幼稚園、保育所等のうち上記の①および②の機能を備える施設を県が認定しており、令和7年4月1日現在、県内では179箇所(幼保連携型142箇所、幼稚園型17箇所、保育所型19箇所、地方裁量型1箇所)が認可・認定されています。

第2-1-1表 保育所等数および保育所等入所児童数の推移

年度	保育所数(箇所数)		幼保連携型認定こども園(箇所数)		保育所定員(人)	入所児童数(人)					就学前児童数(人)
	公立	私立	公立	私立		0歳	1・2歳	3歳	4歳以上	合計	
平成2	156	79			22,115	238	2,485	4,474	11,132	18,329	90,246
7	153	82			21,600	323	2,976	4,529	10,258	18,086	83,845
12	143	86			21,875	445	4,498	5,020	10,799	20,762	85,173
17	133	103			24,213	584	6,166	5,508	11,880	24,138	85,848
18	131	109			24,588	547	6,211	5,506	12,067	24,331	84,045
19	129	113			24,998	639	6,385	5,346	12,110	24,480	83,337
20	127	118			25,242	637	6,739	5,364	11,944	24,684	83,198
21	124	123			25,622	700	7,118	5,171	11,731	24,720	83,034
22	120	127			25,957	804	7,387	5,523	11,585	25,299	82,579
23	120	136			26,967	862	7,869	5,687	11,765	26,183	82,621
24	118	142			27,542	909	8,272	5,814	12,160	27,155	81,650
25	115	148			28,027	999	8,551	5,864	12,481	27,895	81,363
26	116	155			28,777	1,079	8,748	6,097	12,688	28,612	81,216
27	94	146	19	22	29,791	1,035	9,262	6,182	12,877	29,356	80,452
28	89	146	24	28	30,657	1,123	9,809	6,394	13,241	30,567	77,218
29	86	149	30	33	31,954	1,203	10,129	6,818	13,691	31,841	76,146
30	81	146	35	42	32,835	1,163	10,197	6,679	14,090	32,129	74,627
令和元	79	150	36	49	33,959	1,284	10,181	7,008	14,368	32,841	73,466
令和2	74	155	37	60	35,036	1,244	10,473	7,145	14,904	33,766	71,964
令和3	74	154	37	70	35,945	1,226	10,504	7,048	15,173	33,951	70,153
令和4	70	154	38	76	36,231	1,188	10,390	7,223	14,985	33,786	68,395
令和5	67	150	40	82	36,260	1,190	10,307	7,130	15,505	34,132	66,177
令和6	55	149	51	86	36,755	1,208	10,579	7,128	15,163	34,078	64,107
令和7	53	147	52	90	36,743	1,165	10,608	7,096	14,899	33,768	61,510

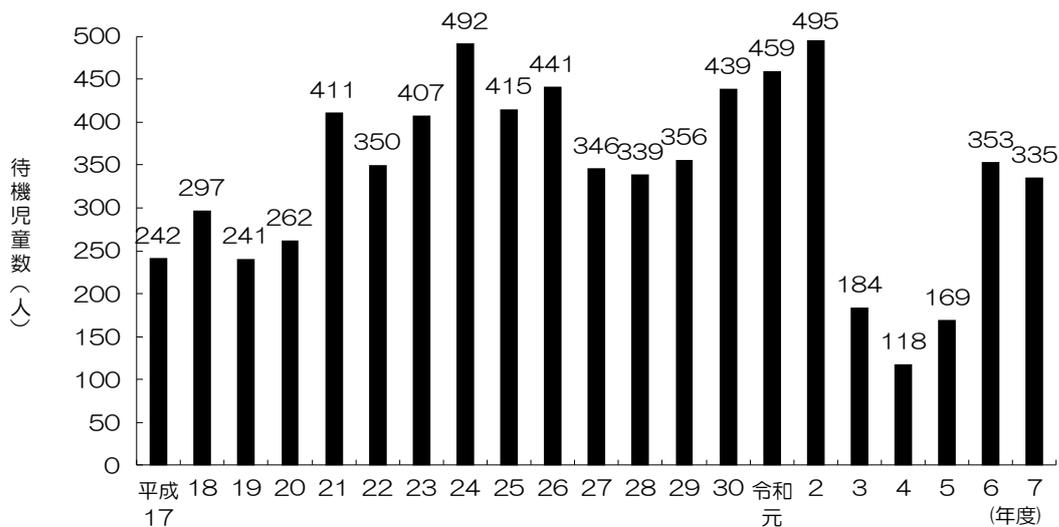
※箇所数は、平成27年度より幼保連携型認定こども園に区分。入所児童数は保育認定の児童のみ。

※保育所数には保育所型認定こども園を含む

(備考) 毎年4月1日現在

(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課

第2-1-2表 保育所待機児童数の推移



(資料)滋賀県子ども若者部子育て支援課

(備考)毎年4月1日現在

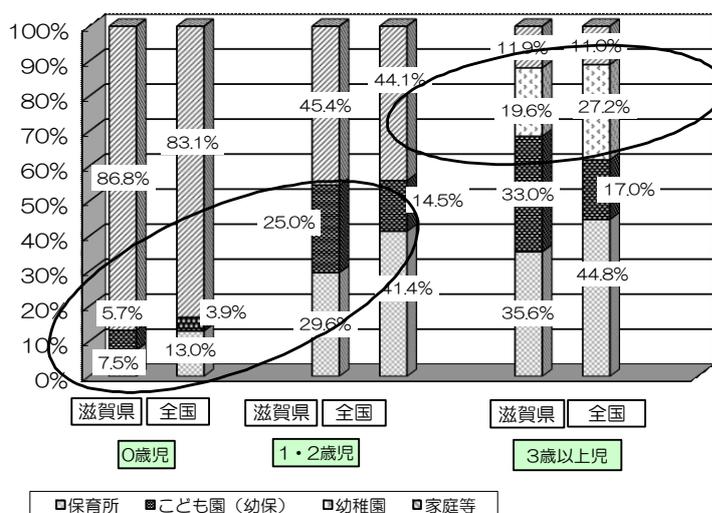
(※)待機児童とは、保育所入所申込書が市区町村に提出され、かつ、入所要件に該当しているものであって、現に保育所等に入所していない児童をいう。

## 2. 就学前児童の居場所

全国的な状況と比較すると、滋賀県は0～2歳児の保育所の利用率や幼稚園就園率が低い状況にあることから、家庭支援のニーズが高いことがうかがえます。

なお、保育所・こども園のほかに、市町の認可事業として地域型保育事業を139箇所(小規模105箇所、家庭的30箇所、事業所内4箇所)で実施しています。 ※地域型保育事業について、統計上は下図「家庭等」に含む

第2-1-3図 就学前児童の居場所



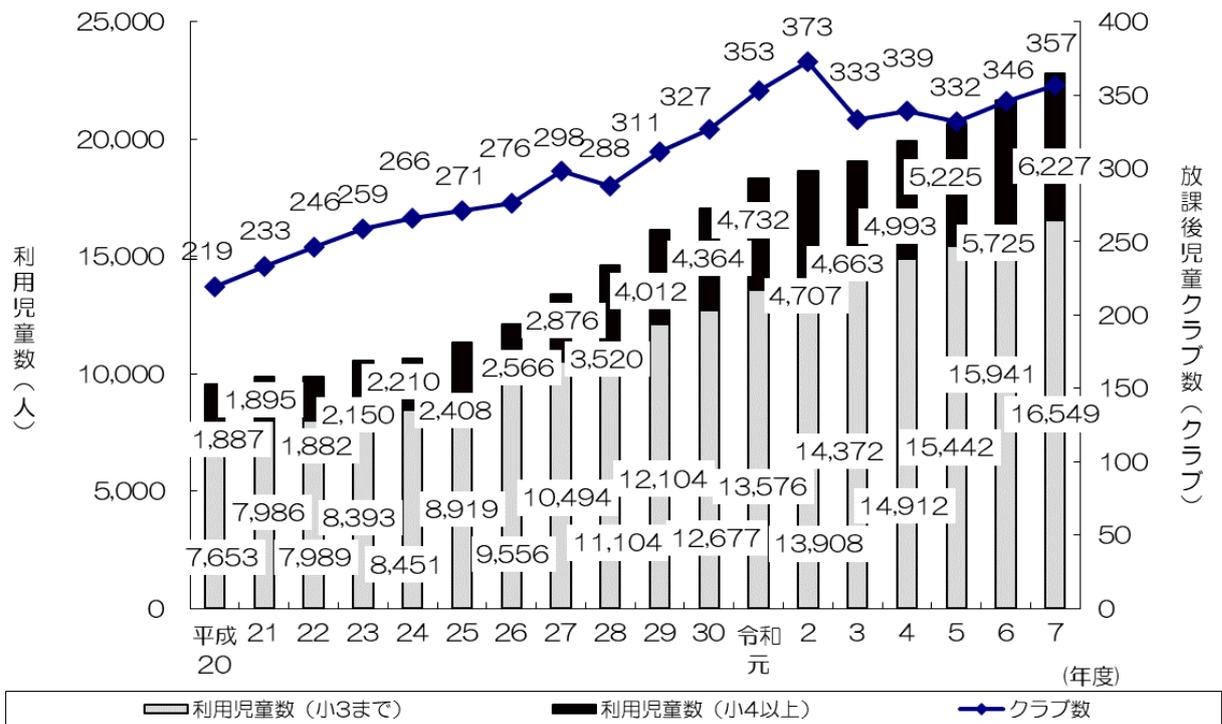
滋賀県出所:こども家庭庁待機児童数調査(令和7年4月)  
文部科学省学校基本調査(令和7年5月)  
毎月人口推計(令和7年4月)

全国出所:こども家庭庁待機児童数調査(令和7年4月)  
文部科学省学校基本調査(令和7年5月)  
総務省人口推計(令和6年10月)

### 3. 放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブ(※)については、令和7年5月1日現在、県内357クラブが届出されていますが、保育ニーズの高まりに伴い、引き続き利用児童数の増加が見込まれます。

第2-1-4図 放課後児童クラブ数および利用児童数の推移



(備考) 毎年5月1日現在

(資料) 滋賀県子ども若者部子育て支援課

(※)放課後児童クラブとは、保護者が労働等で昼間家庭にいない児童(従前はおおむね10歳未満とされていたが、平成27年4月から1年生から6年生までの児童に拡大)に対して、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全に育成するため組織されたクラブ。「学童保育」と呼ばれることもある。